



税理士 山本 善通 氏

Question

養老保険料

当組合は、共同購買事業を主事業として組合事業を展開しています。この度、役員及び職員を対象とした養老保険に加入しました。この場合の会計処理について、概要を教えてください。

Answer

【概要】

養老保険とは、満期または被保険者の死亡によって保険金が支払われる生命保険です。法人が契約者となり、役員または使用人を被保険者とする養老保険に加入して支払った保険料は、保険金の受取人に応じて次のとおり取り扱われます。

〈保険料の取扱い〉

①死亡保険金および生存保険金の受取人が法人の場合

その支払った保険料の額は、保険事故の発生または保険契約の解除もしくは失効によりその保険契約が終了する時まで損金の額に算入されず、資産に計上する必要があります。

②死亡保険金および生存保険金の受取人が被保険者またはその遺族の場合

その支払った保険料の額は、その役員または使用人に対する給与となります。

なお、給与とされた保険料は、その役員または使用人の生命保険料控除の対象となります。

③死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が法人の場合

その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は上記①により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入します。ただし、役員または部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合には、その残額はそれぞれその役員または使用人に対する給与になります（給与とされた保険料の取扱いについては上記②と同様となります）。

上記の処理をまとめると、下図の通りになります。

	保険金の受取人		処 理
	生存保険金	死亡保険金	
養老保険の保険料	契約法人	契約法人	資産計上
	契約法人	被保険者の遺族	1/2期間の経過に応じて損金 (ただし、役員等のみの場合は給与)
	被保険者		1/2資産計上
			給 与

—定期保険の場合—

法人が契約者となり、役員または使用人を被保険者とする定期保険に加入して支払った保険料は、保険金または給付金の受取人に応じて次のとおり取り扱われます。

なお、定期保険とは、一定期間内に被保険者が死亡した場合にのみ保険金が支払われる生命保険をいい、養老保険のように生存保険金の支払はありません。

〈保険料の取扱い〉

①保険金または給付金の受取人が法人の場合

その支払った保険料の額は、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入します。

②保険金または給付金の受取人が被保険者またはその遺族である場合

その支払った保険料の額は、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入します。ただし、役員または部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合には、その保険料の額は役員または使用人に対する給与となります。